

災害事例
とその対策
No.17

フォークリフトでトラックに積み込み中の鋼管が滑り落ち、被災者に当たる

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業

2. 労働者数 84名

3. 被災者 トラック運転者 男性42歳 勤続14年 経験10年

4. 災害発生状況

(1) 被災者Hは、現場監督者Mの指示により、事務所南側の資材置場の鋼材を運搬するため、4.5 t カウンタバランスフォークリフトを運転するKと2名で、資材置場傍らに駐車した9.5 t の大型トラックに積み込み作業を行っていた。

(2) 先ず、トラックに平鋼板、デッキプレート、角パイプを積み込み、次いで、外径21cm、長さ12m、重量509kgの鋼管を積み込むため、午前8時10分頃にKは鋼管をフォークリフトに積載してトラック荷台側方に運び、マストを垂直にして地上より2.15m位の高さまで上げ、そのままの姿勢で待機していた。

(3) 荷台にはデッキプレート、角パイプ等が既に積まれていたため、鋼管を卸すためには、先ず人力で鋼管をフォーク先端近くに移動し、次いでフォークリフトをバックして荷台側方手前に卸すという手順を踏む必要があった。

このため、被災者は荷台前方に位置してフォーク上の鋼管をフォーク先端に向かって移動していたところ、鋼管のバランスが崩れたため、鋼管の一端が跳ね上がるとともに、前方に転がり、反対側の地上に落下した。

このとき被災者は、荷台上の他の荷との間にいたため、逃げ場を失い、跳ね上がって転がり落ちた鋼管の端で強打された。

5. 参考事項

(1) 2本のフォークの間隔は、89cmであった。

(2) フォークリフトを運転していたKは、フォークリフト運転技能講習を修了していた。

(3) 被災者Hは、保護帽を着用していなかった。

(4) 作業計画が作成されておらず、積卸し作業指揮者も選任されていなかった。

(5) 事業所は、移動式クレーンを所有していたが、災害発生時には、全て他の作業に使用していた。

6. 災害発生原因

(1) 長さが12mもあり、かつ、滑りやすい鋼管の積み込み作業にフォークリフトを使用した。

(2) トラック荷台上に鋼管を卸すためには、フォークを水平にし、人力でフォーク先端近くまで鋼管を移動したうえ、さらにフォークリフトをバックさせるという、極めて危険な作業方法で作業を行った。

(3) 作業計画が作成されていなかった。

(4) 積卸し作業指揮者が選任されていなかった。

(5) 安全作業マニュアルが作成されていなかった。

7. 災害防止対策

- (1) 鋼管等の長尺物の積卸しには、移動式クレーン等を用い、フォークリフトによる作業は行わない。
- (2) 事前に作業計画を作成し、作業指揮者の直接の指揮により作業を行う。
- (3) 安全作業マニュアルを作成し、これに基づいて作業が行われるよう関係者に周知徹底する。

(関係法令)

=労働安全衛生法=

- ・第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

=労働安全衛生規則=

- ・第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

- ・第151条の20（使用の制限）

フォークリフトについては、許容荷重、その他の能力を超えて使用してはならない。

*「その他の能力とは」とは、安定度等をいうものであること。

